○経済産業大臣臨時代理解職
　国務大臣　細野　豪志
経済産業大臣枝野幸男帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　細野　豪志
内閣府特命担当大臣枝野幸男帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる
　同　安住　淳
内閣府特命担当大臣古川元久帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当及び科学技術政策担当）事務代理を免ずる（以上二月二十九日）
（秋田地方裁判所判事兼秋田家庭裁判所判事）判事　豊田　建夫
願により本官を免ずる（二月三十日）

東日本大震災復興対策本部事務局

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　伊藤　仁
東日本大震災復興対策本部事務局に任ずる（二月二十五日）

海上保安庁

（中城海上保安部長）海上保安官　廣嶋　彰
新潟海上保安部巡視船びだ船長に転任させる
金武中城港長を免ずる
（第七管区海上保安本部交通部長）同　池田　善彦
中城海上保安部長に転任させる
金武中城港長を命ずる
（室蘭海上保安部苫小牧海上保安署長）同　米川　弘晃
第七管区海上保安本部交通部長に昇任させる
苫小牧港長を免ずる
（佐世保海上保安部巡視船ちく ご船長）同　近藤　寿克
二等海上保安監部苫小牧海上保安署長に転任させる
苫小牧港長を命ずる（以上二月二十八日）

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、平成24年度において人事交流を希望する民間企業を下記により公募します。

平成24年２月１日

人事院事務総長　吉田　耕三

記

１　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社並びに法第２条第２項第４号の規定に基づき人事院規則で定める法人（信金中央金庫及び労働金庫）及び同項第５号の規定に基づき人事院が指定する法人（ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド、マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン及びアメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロンバス）

２　応募手続

⑴　交流派遣（国から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する国の職員の年齢及び必要な経験等

②　当該民間企業における地位及び業務内容

③　希望する労働契約の期間

④　当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

⑵　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から国に採用）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

②　国における希望職務内容

③　希望する任用期間

④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

３　参考

国と民間企業との間の人事交流制度及び交流を希望する国の機関とその職務内容については、人事院のインターネットホームページ（http://www.jinji.go.jp/kouryu/index.html）を参照のこと。

４　応募に関する問い合わせ先及び書類提出先

人事院事務総局人材局企画課人事交流班

〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３

電話番号：（03）3581―7722

e-mail:kanmin-kouryuu@jinji.go.jp

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年２月１日

中部地方整備局長　足立　敏之

１　処分をした年月日　平成24年１月13日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　水野建設株式会社　水野　賀續　愛知県名古屋市千種区徳川山町一丁目12番30号　国土交通大臣許可（特―19）第1515号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年11月24日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第１９８号

東京都文京区後楽１丁目４番10号

申立人　独立行政法人住宅金融支援機構

本籍岡山県倉敷市水島相生町１番、最後の住所岡山県倉敷市林2099番地14、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成23年１月16日、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和46年11月７日、職業会社員

被相続人　亡　髙橋　秀樹

岡山県玉野市玉原１丁目11番18号

相続財産管理人　小林　裕彦

岡山家庭裁判所児島出張所

平成２３年（家）第３０４８４号

広島市東区二葉の里１丁目２番33―303号

申立人　沖　　美伸

本籍広島県安芸高田市美土里町本郷2533番地１、最後の住所広島市安芸区中野東２丁目２番35―906号、死亡の場所広島県安芸郡府中町、死亡年月日平成23年４月10日、出生の場所広島県高田郡美土里町、出生年月日昭和25年12月12日、職業自営業

被相続人　亡　織田　千晴

広島県安芸郡府中町桃山１丁目19番14号、事務所広島県安芸郡府中町柳ヶ丘37番18号

相続財産管理人　水野　昌典

広島家庭裁判所

平成２３年（家）第３００７９号

広島県三原市宮浦３丁目４番９号

申立人　今井　美帆

本籍広島県三原市港町１丁目605番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所広島県三原市、死亡年月日平成23年８月３日、出生の場所広島県三原市、出生年月日昭和42年２月12日、職業会社役員

被相続人　亡　今井　督和

広島県三原市宮浦３丁目４番９号

相続財産管理人　今井　美帆

広島家庭裁判所尾道支部

平成２３年（家）第７０８２号

山口県防府市仁井令町１番48号

申立人　青木　隆行

本籍山口県防府市佐波１丁目20番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日平成23年１月４日、出生の場所山口県防府市、出生年月日昭和53年５月11日、職業無職

被相続人　亡　青木　　恵

山口県防府市寿町２―11　吉幸Ⅱビル501

相続財産管理人　弁護士　板村　憲作

山口家庭裁判所